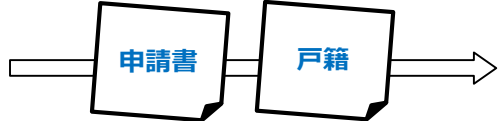


給付金の支給手続き(基本的な流れ)



未婚のひとり親



申請手続き



高知県

- 申請先 : お住まいの町村役場
(高知県が書類の提出先ではありません。)
※令和元年11月分の児童扶養手当を高知県から支給される方が対象です。
※申請時の提出書類はお住まいの町村役場の窓口に直接、または郵送により提出ください。
※児童扶養手当の現況届の手続きを行う方は、現況届の手続きに来庁された際、給付金の申請受付も同時に行います。

- 申請期間 : 令和元年8月1日(木)～12月20日(金)

- 提出物 : ①申請書 ②戸籍謄本(抄本)

本人確認書類

運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、旅券等の写し

- 受給方法 : 児童扶養手当の入金口座に入金しますので、口座の確認書類は不要です。



未婚のひとり親



高知県

- 原則として、児童扶養手当の**令和2年1月の支払日**と同日に支給します。
※令和2年1月の支払日に支給することができなかった場合は、それ以降随時支給します。

- 高知県から給付金が支給される方は、高知県から児童扶養手当が支給される方です。
手続きの詳細などについては、県庁児童家庭課またはお住まいの町村役場にお問い合わせください。



「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。



給付金のお知らせ

未婚の児童扶養手当 受給者の方に、給付金が 支給されます！

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

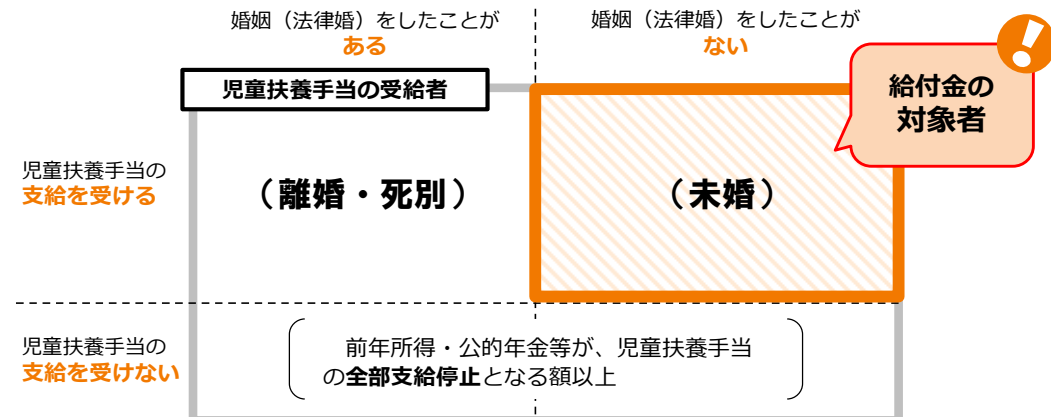
児童扶養手当の受給者のうち、**未婚のひとり親**の方に対し、令和元年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

支給額 17,500円

申請期間 令和元年8月1日(木)～12月20日(金)

支給時期 原則として、令和2年1月に支給

〈支給対象者 イメージ〉



※受給資格の有無のご確認は
次ページをご覧ください。

支給要件

● 支給対象者

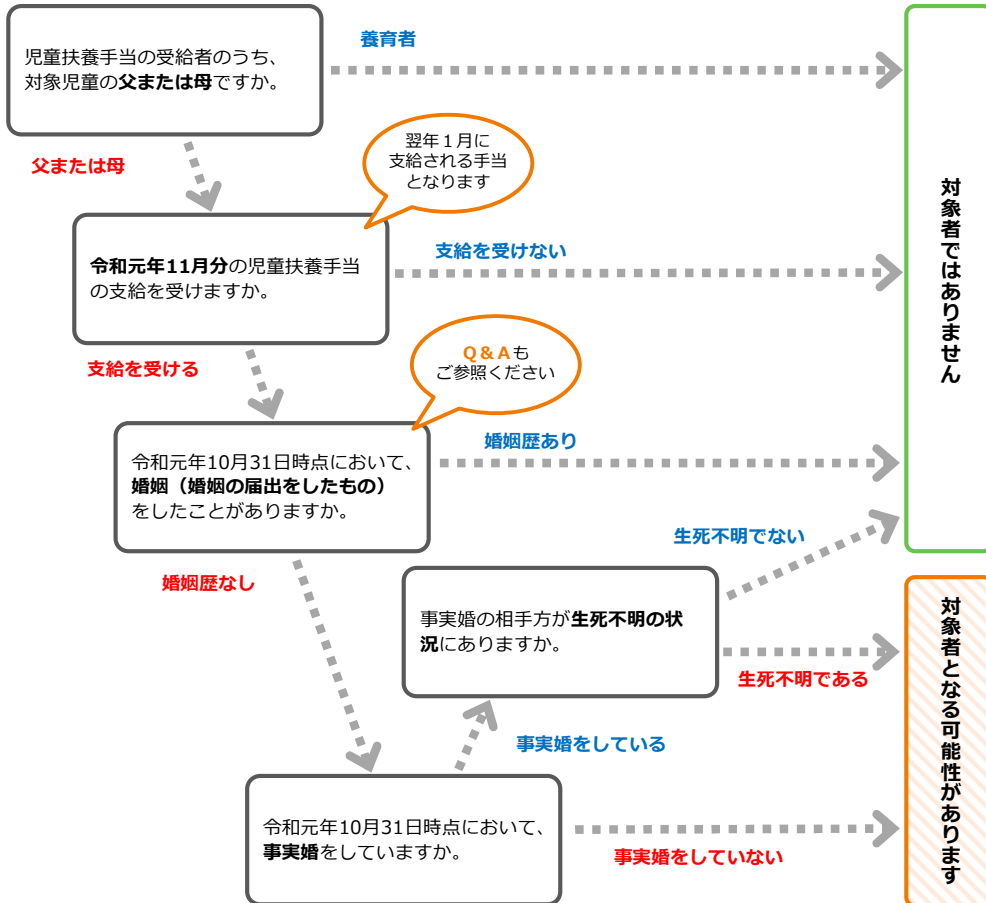
次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ②基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方
- ③基準日（令和元年10月31日）において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

※支給対象者が基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に亡くなられた場合は、その方の児童扶養手当の対象となるお子さんに給付金を支給します。

● 支給額 17,500円

対象者診断チャート



※このチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は〇〇町村●●課までお問い合わせください。

Q

基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に婚姻等した場合はどうなりますか。

A

基準日（令和元年10月31日）において給付金の支給要件に該当している場合は、基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に婚姻等したことにより、児童扶養手当の資格を喪失した場合であっても、給付金の対象となります。

Q

基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に他の自治体に転出（引っ越し）した場合の申請先はどうなりますか。

A

基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に他の自治体に転出（引っ越し）した場合であっても、令和元年11月分の児童扶養手当を支給する自治体（基本的には、転出（引っ越し）前の自治体）が申請先となります。

Q

現在、未婚で出産した子を育てていますが、過去に婚姻（法律婚）をしたことがあります。この場合、給付金の対象になりますか。

A

今回の給付金は、基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方を対象としていますので、過去に婚姻（法律婚）をしたことがある場合は、給付金の対象にはなりません。

ご注意

- 原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各都道府県・市区町村により異なります。県内町村以外にお住まいの方は、お住まいの県・市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 基準日（令和元年10月31日）より前に給付金の申請を行った方で、基準日までの間に児童扶養手当の資格を喪失された方や、他の自治体に転出された方は、申請取下げの手続きを行う必要がありますので、ご相談ください。
※転出先の自治体で再度申請を行っていただく必要があります。
- 詳細を確認したい場合や、ご不明点については、県庁児童家庭課またはお住まいの町村役場にご連絡ください。